

Weekly M&A Review

2009年5月29日 (No. 008)

株式会社エスネットワークス リサーチ室第1部

M&Aに関する最新情報をお送りします。

【今週号のトピック】

今週のディールレビュー

- 【中止】ユニゾンキャピタルによるアデランスHDへのTOB
- 池田銀行と泉州銀行の株式移転による共同持株会社設立
- タカラトミーの自己株式処分およびCB発行

法制度アップデート

- 中小企業再生支援協議会の活動状況

I. 今週のディールレビュー

1. TOB案件（株式公開買付け）

(1) 【中止】ユニゾンキャピタルによるアデランスHDへのTOB（5月28日）

アデランスHDの第40回定時株主総会が5月28日に開催。委任状合戦で注目されていた取締役選任議案は、ステイールパートナーズ案が可決された。

既報（2009年4月24日号）のユニゾンキャピタルからアデランスHDへの前提条件付TOBは、前提条件（アデランスHDの提案した議案（取締役・監査役選任、自己株式応募、剰余金配当および定款変更）の定時株主総会における承認）が充足されなくなったため中止となった。

【中止となった前提条件付TOB概要】

公開買付者	Unison Capital I, L.P、Unison Capital II, L.P、Unison Capital III, L.P (ユニゾン・キャピタル・グループに属する)
対象	アデランスHD普通株式
期間	6月1日～6月29日(21営業日)
価格(プレミアム)	1,200円/株(5月25日に1,000円から条件変更)
数量	上限: 設定なし 下限: 14,683,200株(35.2%)
その他	本TOBには、前提条件として以下が付されている。 ・アデランスHDの提案した議案（取締役・監査役選任、自己株式応募、剰余金配当および定款変更）の定時株主総会（5月28日）における承認 ・取締役会の賛同および買収防衛策の不発動 ・アデランスHDの資産および事業に重大な悪影響が生じていないこと 等

出所：4月16日付アデランスHD「戦略的資本業務提携に関するお知らせ」および5月25日付「ユニゾン・キャピタル・グループによる当社株式に対する公開買付け（予定）の条件等の変更に関するお知らせ」

ショート・コメント

- ✓ ユニゾンキャピタルの今後の方針については、公開買付契約および戦略的資本業務提携契約の解除も含め、6月5日までに発表される予定。
- ✓ アデランスHDの株価は、5月28日終値で1,008円。定時株主総会開催前日比▲82円と下落。

2. 合併・株式交換・株式移転等

(1) 池田銀行と泉州銀行の株式移転による共同持株会社設立（5月25日）

大阪を本拠とする池田銀行と泉州銀行の2行は、株式移転による共同持株会社（株式会社池田泉州ホールディングス）の設立を発表。

【株式移転概要】

当事会社	1. 株式会社池田銀行（東1 #8375） 2. 株式会社泉州銀行（大1 #8372）
株式移転効力発生日	2009年10月1日
株式移転比率	池田銀行 18.5 : 泉州銀行 1 ・池田銀行の普通株式1株に対して、共同持株会社の普通株式18.5株を割当交付 ・泉州銀行の普通株式1株に対して、共同持株会社の普通株式1株を割当交付
その他	・本株式移転により設立される共同持株会社は、三菱東京UFJ銀行（B TMU）が36%程度を保有することになる。ただし、株式移転後速やかにB TMUは共同持株会社の株式を処分する予定であり、共同持株会社はB TMUの持分法適用対象からは外れる見込み。 ・本株式移転により、2行の普通株式は、本年9月25日に上場廃止される予定。また、共同持株会社の普通株式は、本年10月1日上場される予定。

出所：5月25日付池田銀行および泉州銀行「株式会社池田銀行と株式会社泉州銀行の共同持株会社設立（株式移転）に関する契約締結及び株式移転計画書の作成について」

ショート・コメント

- ✓ 大阪を本拠とする地銀同士のM&A。統合後の新グループは、大阪府を本拠とする地銀で経常収益・総資産ともに関西アーバン銀行を抜き、規模面で地銀1位となる予定。

【大阪府を本拠とする銀行ランキング（経常収益、総資産）】（単位：百万円）

順位	銀行名	種別	経常収益	総資産
1	りそな銀行	都銀	381,879	25,632,126
新	池田+泉州	地銀	142,253	4,771,190
2	関西アーバン銀行	第二地銀	108,796	3,441,245
3	近畿大阪銀行	地銀	88,230	3,587,421
4	池田銀行	地銀	83,201	2,550,017
5	泉州銀行	地銀	59,052	2,221,173
6	大正銀行	第二地銀	10,780	381,879



出典：各行決算資料（2009年3月期）よりエスネットワークス作成

- ✓ 池田銀行の株価は、5月28日終値で3,980円（発表前日比+50円）。
- ✓ 泉州銀行の株価は、5月28日終値で208円（発表前日比▲38円）。株式移転比率から導出される理論株価水準（5

このレポートは主として情報提供を目的としたものであり、特定の会計・税務処理を勧奨するものではありません。会計上及び税務上の判断については、事前に公認会計士及び税理士、弁護士等の専門家と十分ご相談ください。記載された意見や予測等は作成時点のものであり、その正確性及び完全性を保証するものではなく、今後予告なく変更されることがあります。当該レポートの内容に関する一切の権利は株式会社エスネットワークスに帰属し、事前の了承の無い複製又は転送を禁じます。

月 28 日終値ベースで 215 円) に寄せる動き。

3. ファイナンス

(1) タカラトミーの自己株式処分およびCB発行 (5月25、26日)

タカラトミー (東1 #7867) は、三菱系ファンドへの自己株処分 (約 84 億) およびCB (53 億 (うち4億はメザニン債)、引受先: TPG) の発行を発表。

【自己株処分概要】

割当先 (払込額)	丸の内キャピタル株式会社 (約 84 億) ※三菱商事と三菱UFJ証券が共同設立したファンド運営会社
払込予定日	2009年6月10日
処分価格および数	583円/株 (5月25日の終値と同値)、14,443,700株
調達総額	約 84.2 億円
その他	本自己株処分は、ToSTNeT-3 による 9,629 千株以上 (約 56.1 億以上) の自己株式取得が前提。

【CB概要】 その1 「株式会社タカラトミー2014年満期転換社債型新株予約権付社債」

割当先	TPG Richmond II, L.P.
調達総額	49 億円
利率	ゼロ
発行日	2009年6月10日
期間	5年
転換価格	613円/株 (5月25日の終値を5%上回る額) ※価格修正条項あり
財務コベナント	あり 1. 利益維持条項: 連結および非連結経常利益が2期連続マイナスとならないこと 2. 純資産額維持条項: 連結および非連結純資産が前期の75%以上 3. 担保制限条項

【CB概要】 その2 「株式会社タカラトミー2024年満期無担保転換社債型新株予約権付社債 (劣後特約・取得条項付)」

割当先	TPG Richmond II, L.P.
調達総額	4 億円
利率	年 1.5%
発行日	2009年6月10日
期間	15年
転換価格	613円/株 (5月25日の終値を5%上回る額) ※価格修正条項あり
劣後特約	あり
取得条項	あり (2010年6月11日以降、会社は本社債を取得可能。ただし事前の通知を要する)

出所: 5月25日付タカラトミー「第三者割当による自己株式の処分並びに2014年満期転換社債型新株予約権付社債及び2024年満期無担保転換社債型新株予約権付社債 (劣後特約・取得条項付) の発行並びに主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ」

ショート・コメント

このレポートは主として情報提供を目的としたものであり、特定の会計・税務処理を勧奨するものではありません。会計上及び税務上の判断については、事前に公認会計士及び税理士、弁護士等の専門家と十分ご相談ください。記載された意見や予測等は作成時点のものであり、その正確性及び完全性を保証するものではなく、今後予告なく変更されることがあります。当該レポートの内容に関する一切の権利は株式会社エスネットワークスに帰属し、事前の了承の無い複製又は転送を禁じます。

- ✓ 事業会社の自己株式処分およびCBによる資金調達。タカラトミーは、本ファイナンスの事前に、TPGよりToSTNeT-3によって自己株式を取得（約58億）。TPGより取得した自己株式は、従来保有自己株式と合わせて丸の内キャピタルへ処分（売却。約84億）。これにより、TPGは筆頭株主ではなくなるものの、タカラトミーのCB（53億）を新たに取得することにより潜在ベースでは10%程度のシェアを維持する見込み。
- ✓ タカラトミーの本ファイナンスによる手取り額約79億は、既存借入金の返済と中国におけるコンテンツ投資に充当される予定。
- ✓ タカラトミーの株価は、5月28日終値で568円（発表前日終値比▲15円）。

II. M&A法制度アップデート—中小企業再生支援協議会の活動状況

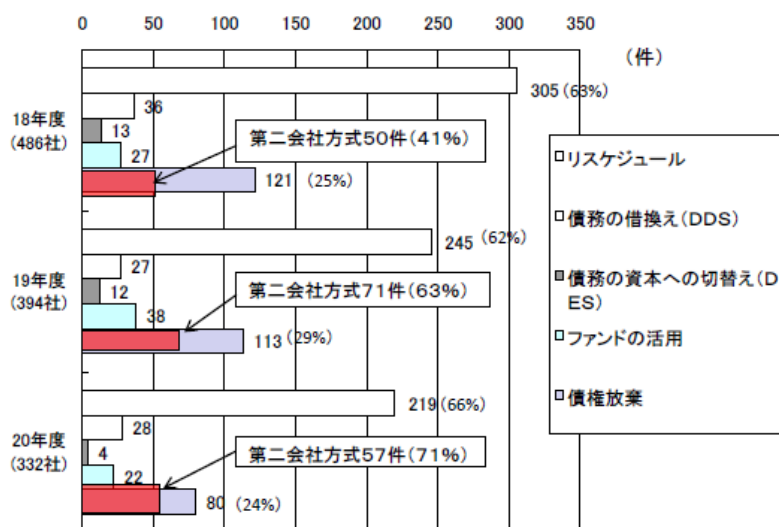
中小企業庁は、5月29日に中小企業再生支援協議会の活動状況を公表。

2008年度の窓口相談企業数は5年ぶりに3,000件を超過。また、新規計画策定支援を開始した企業数も533社と、対前年度比で約57%の増加。景気の悪化する中、窮境に陥っている中小企業数が着実に増加していることが伺える。

一方、計画策定完了件数は、2008年度は332社にとどまっております、2006年度から2年続けて減少。案件自体は増加しているものの、債権者との調整等に時間を要していることが予想される。

また、再生手法としては、従来よりリスケジュールが主体（2008年度：66%）であるが、税務上の処理等の簡便さなどのメリットがある債権放棄を絡めた第二会社方式が年々割合を増加させている模様。

【再生手法数の推移】



出典：中小企業庁ホームページ（なお詳細は、中小企業庁のウェブサイトをご参照ください）

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/saisei/2009/090529KatsudouJoukyou.htm>

【本レポートに関するお問い合わせ先】

株式会社エスネットワークス リサーチ室第1部 公認会計士 高桑 昌也
Tel 03-5573-4661 / m-takakuwa@esnet.co.jp

このレポートは主として情報提供を目的としたものであり、特定の会計・税務処理を勧奨するものではありません。会計上及び税務上の判断については、事前に公認会計士及び税理士、弁護士等の専門家と十分ご相談ください。記載された意見や予測等は作成時点のものであり、その正確性及び完全性を保証するものではなく、今後予告なく変更されることがあります。当該レポートの内容に関する一切の権利は株式会社エスネットワークスに帰属し、事前の了承の無い複製又は転送を禁じます。